

◇大阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

- 1 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この条例は、令和6年4月1日から施行することにしました。

(福祉局高齢者施策部介護保険課)